

桐生市学校規模等適正化

清流中学校区検討委員会だより

第2号

令和6年5月24日（金）午後2時から、清流中学校において、第2回桐生市学校規模等適正化清流中学校区検討委員会を開催しました。

第2回 清流中学校区検討委員会の協議内容

各中学校区の第1回検討委員会において、委員の皆様から、「学校規模による教育環境への影響」、「小中一貫教育制度の概要」、「小中学校の施設概要一覧」について、認識を共有する必要があるとのご意見をいただきましたので、教育委員会は、新たに資料を作成しました。

第2回検討委員会では、教育委員会から追加資料を説明後、議題について協議が行われました。

<議題>

- ・清流中学校区における学校規模等適正化の手法について

<主な意見>

清流中は、平成21年度に1学年5学級であったが、統合から15年を経過し、現在、1学年3学級まで減少している。今後も減少が見込まれている状況を考慮し、協議する必要がある。

少子化が深刻であり、学校の統合もやむを得ない状況にあるので、教育委員会から、学校の組合せ案のような目標を示してもらった方が、協議を進めやすいと思う。

学校規模等適正化の方向性については、推計を見ると、児童生徒数が大きく減少する見込みであるため、広い範囲で統合を考える必要がある。

学校の適正規模や適正配置の検討は、これから生まれてくる桐生の子供たちが、豊かな学びを得るための取組として、非常に重要であると思う。地元や所属団体から意見を吸い上げていただき、次の検討委員会で発表すると良いと感じた。

学校統合により、地域の特色を生かした学習がなくなってしまうようにしてほしい。学校が統合した場合には、色々な地域の子供が集まるので、地域ごとの特色を生かして、より豊かな教育ができると良いと思う。



清流中、中央中、境野中の3校が統合すれば、望ましい学校規模（1学年3学級以上）を維持できるが、梅田中や梅田南小のことを考えると、清流中・中央中・境野中・梅田中の4中学校区で協議を進めるのが良いと考える。

1学年1学級で、小学校6年間を同じメンバーで生活するのも良いが、子供たちは、大勢の人間が集まる中で、良いところや嫌なところを見ながら成長するものだと思う。子供たちが切磋琢磨するためには、単学級では難しいと思う。

<主な質問>

学級規模の基準には、1学級の最低人数について規定はあるのか。例えば、児童数が30人の場合、2つのクラスに分けることは、法律上できないのか。

学校規模の適正化について、小学校と中学校を別々に検討するのか。同時に検討するのか。

<教育委員会の回答>

1学級当たりの児童数は、国や群馬県の基準により、小学校1・2年生は30人以下、小学校3年生以上は35人以下と決まっており、1学年の児童数が30人の場合、1クラスになります。

基本方針には、異なる中学校区の小学校同士が統合する場合、進学先の中学校が別々にならないように、中学校も含めて総合的に検討する必要がありますとしています。

例えば、清流中・境野中・中央中・梅田中の4つの中学校を統合した場合、令和20年度は9学級を確保できるが、現時点では23学級となり、大きすぎる。どの時点で統合するという仮の目標はあるのか。

現時点においては、各中学校区の検討委員会において、保護者や地域の皆様のご意見をお聞きしている状況ですので、どの時点で統合するといった目標は設けておりません。

2つ以上の中学校区で地域協議会を設置する際に、希望する中学校区と上手くかみ合わない場合、どうなるのか。

例えば、清流中学校区が、A中学校区との地域協議会編成を決定したが、A中学校区が、B中学校区との地域協議会の編成を決定した場合、3つの中学校区で地域協議会を編成することになります。

学校規模等適正化の方向性を決定するタイミングは、中学校区ごとに異なると思うが、その場合には、どのように対応するのか。

例えば、A中学校区とB中学校区が地域協議会を編成した後に、C中学校区が、その地域協議会に加わることもできます。

(※意見や質問等の詳細については、ホームページに掲載した議事録をご覧ください。)

<今回決定した事項>

- 学校規模や学校配置の適正化の手法について、協議を継続する。

清流中学校区検討委員会委員

令和6年5月24日現在

中学校区検討委員会は、「桐生市立小中学校適正規模・適正配置基本方針（令和5年3月策定）」に基づき、中学校区内の学校規模の適正化に必要な事項を検討するため、小学校及び中学校合同により、中学校区単位で設置した検討委員会です。

No.	氏 名	役 職 等	区 分
1	毒島 嘉寛	桐生市立東小学校PTA副会長	保護者の代表者
2	岡田 亜紀	桐生市立北小学校PTA副会長	
3	野田 玲治	桐生市立菱小学校PTA会長	
4	杉原 真一	桐生市立清流中学校PTA会長	
5	亀山 貴史	ひかりこども園保護者会会長	
6	林 進	第1区区长	住民自治組織の代表者
7	朝倉 富美夫	第6区区长	
8	二渡 武雄	第17区区长	
9	瀧上 昭治 ※	第10区区长	学校評議員の代表者
10	大澤 尊光	桐生市PTA連絡協議会元役員	
11	藤本 武志 ※	菱地区青少年愛育運動協議会会長	青少年関係団体の代表者
12	竹市 富夫	桐生市立東小学校校長	学校長
13	石島 保 ※	桐生市立北小学校校長	
14	臼井 一子 ※	桐生市立菱小学校校長	
15	堀江 雅彦	桐生市立清流中学校校長	

※印は、新委員

(敬称略)

●お問い合わせ●

桐生市教育委員会事務局 教育環境課 教育未来係
住 所 桐生市織姫町1番1号
電 話 0277-46-1111 (内線685、686)
ファクシミリ 0277-46-1109
e-mail kyoikukankyo@city.kiryu.lg.jp
<https://www.city.kiryu.lg.jp/kosodate/gakko/1022484/index.html>

